

令和7年度水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために必要不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

玉村町の水質検査計画は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

水質検査計画の概要

1. 基本方針
2. 当該水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び水道水の状況
4. 採水地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 関係機関との連携

1. 基本方針

供給する水が給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施いたします。また、水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時の水質検査を行います。

水質検査計画は、水道法施行規則第15条に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水場所及び検査回数を記載します。

法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容は、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果は、評価の上、需用者に対して公表します。

※県央第二水道からの水は、県の検査機関が水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

①給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	玉村町水道事業
給水区域	玉村町内
計画目標年度	平成19年度
計画給水人口	42,000人
計画一日最大給水量	28,400 m ³
給水人口	35,366人 (令和7年4月1日現在)
一日平均給水量	12,253 m ³ (令和6年末現在)

②浄水施設の概要

浄水場の名称	玉村町浄水場
所在地	群馬県佐波郡玉村町大字上新田 1116-3
水 源	地下水(深井戸:9本(うち3本は予備水源))、県水(県央第二)
処理方式	急速ろ過、塩素消毒
処理能力	19,700 m ³ /日

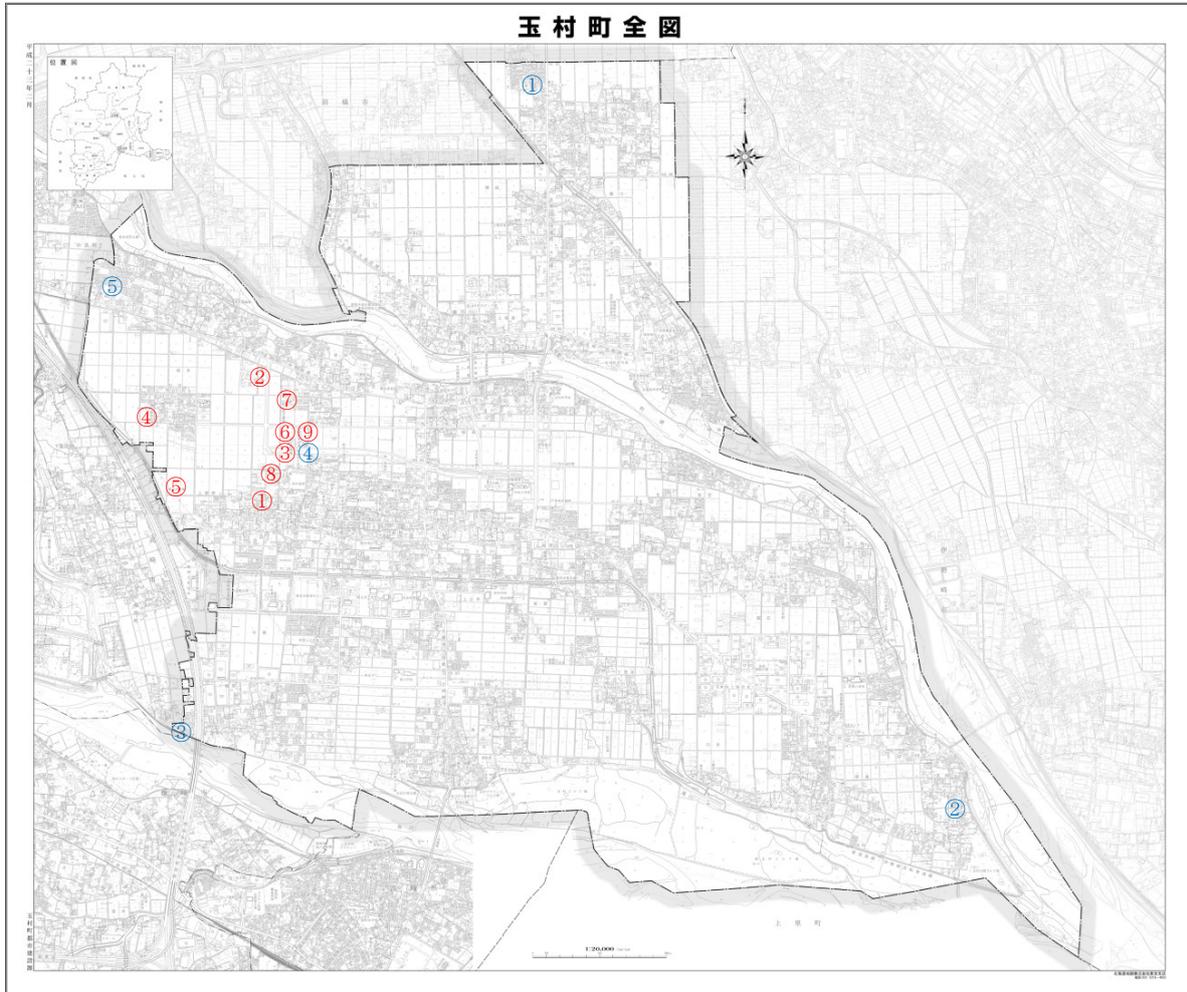
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の状況

水源は地下水(深井戸)であり、水源の周辺には重大な水質汚染発生源はなく、現在までの水質は概ね良好な状態です。浄水は、水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。ただ、原水は、鉄及びマンガン分が多く含まれておりますので、色度、濁度とともに留意し、今後もより一層水質管理を強化してまいります。また、将来にわたり安定した水量を確保するため平成15年7月より県央第二水道から受水を開始しました(現在約18%)。

なお、令和3年11月に第1・第4水源、令和4年1月に第11水源の取水を停止し、予備水源として運用する事としました。これら予備水源につきましては、平常時は取水を行いませんが、災害時等に必要に応じて取水を行います。

4. 水質検査の採水地点

浄水の採水地点は、町内全域を網羅できるように以下の場所を選定します。原水については、使用している水源すべてにおいて検査を実施します。



浄水

- ① 藤川公園
- ② 五料公民館
- ③ 八幡原公園
- ④ 玉村町浄水場
- ⑤ 板井公園

原水

- ① 第1水源 (予備水源)
- ② 第2水源
- ③ 第3水源
- ④ 第4水源 (予備水源)
- ⑤ 第5水源
- ⑥ 第6水源
- ⑦ 第7水源
- ⑧ 第10水源
- ⑨ 第11水源 (予備水源)

5. 水質検査の項目及び頻度

(1) 浄水

① 毎日検査する項目

- ・色、濁り、残留塩素

② 病原性微生物及び水道水の基本的要素に関連する項目

- ・一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物 (TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

③ 消毒剤及び消毒副生成物に関連する項目

- ・シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

④ 過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目

- ・ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度 (カルシウム、マグネシウム等)、蒸発残留物

⑤ 水質基準全項目 (項目名は、別表1をご覧ください。)

⑥ 有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) 項目についての詳細は別表3をご覧ください。

	検査項目	検査頻度	採水地点
①	毎日検査する項目	毎日	①藤川公園 ②五料公民館 ③八幡原公園
②	病原性微生物及び水道水の基本的要素に関連する項目	年12回	①藤川公園 ②五料公民館
③	消毒剤及び消毒副生成物に関連する項目	年4回 (4, 7, 10, 1月)	③八幡原公園 ④玉村町浄水場
④	過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目	ただし、板井公園は年1回 (8月)	⑤板井公園
⑤	水質基準全項目	年1回 (7月)	①藤川公園 ②五料公民館 ③八幡原公園 ④玉村町浄水場
⑥	有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA)	年1回 (6月)	④玉村町浄水場

(2) 原水

①水質基準全項目から消毒剤及び消毒副生成物に関連する項目（シアン化物イオン及び塩化シアン以外）と味を除いた項目（項目名は、別表2をご覧ください。）

②クリプトスポリジウム指標菌

・大腸菌（定量）、嫌気性芽胞菌（定量）

	検査項目	検査頻度	採水地点
①	水質基準全項目から消毒剤及び消毒副生成物に関連する項目（シアン化物イオン及び塩化シアン以外）と味を除いた項目	年1回（8月） ※第1水源は実施しない。	①第1水源 ②第2水源 ③第3水源 ④第4水源 ⑤第5水源
②	クリプトスポリジウム指標菌	年4回（5，8，11，2月） ※第4水源、第11水源については、8月のみ実施。第1水源は実施しない。	⑥第6水源 ⑦第7水源 ⑧第10水源 ⑨第11水源

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源及び、浄水施設に異状があったとき
- (3) 水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 水道水の臭気及び味に著しい変化が生じたとき
- (5) その他、特に必要があると認められたとき

7. 水質検査の方法

毎日検査する項目は、水質自動監視装置により行います。

毎日検査する項目以外の検査及び臨時の水質検査業務は、水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣の登録機関に委託します。

なお、委託先については、検査精度と信頼性を重視し、次のI～IVを満たす検査機関とします。

- I. 水質検査結果を客観的に保証する ISO9001 認証取得していること。
- II. 水質基準51項目すべて自社分析できること。

- Ⅲ. 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、早急に検査結果の出せる検査体制が整備されていること。
- Ⅳ. 検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」によって行うこと。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や浄水水質検査結果は、上下水道課窓口又はホームページで公表します。検査結果の評価は、検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

9. 関係機関との連携

水道水の水質事故が発生した場合は、県や保健所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速かつ適切な対応をとります。

別表1

区分	項目No.	項目	基準値(mg/l以下)	
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	集落数100以下
		2	大腸菌	検出されない
	金属類	3	カドミウム及びその化合物	0.003
		4	水銀及びその化合物	0.0005
		5	セレン及びその化合物	0.01
		6	鉛及びその化合物	0.01
		7	ヒ素及びその化合物	0.01
		8	六価クロム化合物	0.02
		9	亜硝酸態窒素	0.04
	消毒剤・消毒副生成物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01
	無機物	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10
		12	フッ素及びその化合物	0.8
		13	ホウ素及びその化合物	1.0
	有機物	14	四塩化炭素	0.002
		15	1,4-ジオキサン	0.05
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
		17	ジクロロメタン	0.02
		18	テトラクロロエチレン	0.01
		19	トリクロロエチレン	0.01
		20	ベンゼン	0.01
	消毒剤・消毒副生成物	21	塩素酸	0.6
		22	クロロ酢酸	0.02
		23	クロロホルム	0.06
		24	ジクロロ酢酸	0.03
		25	ジブロモクロロメタン	0.1
		26	臭素酸	0.01
		27	総トリハロメタン	0.1
		28	トリクロロ酢酸	0.03
		29	ブロモジクロロメタン	0.03
		30	ブロモホルム	0.09
		31	ホルムアルデヒド	0.08
性状に関する項目	金属類	32	亜鉛及びその化合物	1.0
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2
		34	鉄及びその化合物	0.3
		35	銅及びその化合物	1.0
	無機物	36	ナトリウム及びその化合物	200
	金属類	37	マンガン及びその化合物	0.05
	その他	38	塩化物イオン	200
	無機物	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300
		40	蒸発残留物	500
	有機物	41	陰イオン界面活性剤	0.2
		42	ジェオスミン	0.00001
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001
		44	非イオン界面活性剤	0.02
		45	フェノール類	0.005
	その他	46	有機物(TOCの量)	3
47		pH値	5.8~8.6	
48		味	異常ではない	
49		臭気	異常ではない	
50		色度	5度以下	
51		濁度	2度以下	

別表2			
区分		項目No.	項目
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌
		2	大腸菌
	金属類	3	カドミウム及びその化合物
		4	水銀及びその化合物
		5	セレン及びその化合物
		6	鉛及びその化合物
		7	ヒ素及びその化合物
		8	六価クロム化合物
		9	亜硝酸態窒素
	消毒剤・消毒副生成物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン
	無機物	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
		12	フッ素及びその化合物
		13	ホウ素及びその化合物
	有機物	14	四塩化炭素
		15	1, 4-ジオキサン
		16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン
		17	ジクロロメタン
		18	テトラクロロエチレン
		19	トリクロロエチレン
		20	ベンゼン
21		亜鉛及びその化合物	
性状に関する項目	金属類	22	アルミニウム及びその化合物
		23	鉄及びその化合物
		24	銅及びその化合物
		25	ナトリウム及びその化合物
	無機物	26	マンガン及びその化合物
	金属類	27	塩化物イオン
	その他	28	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
	無機物	29	蒸発残留物
		30	陰イオン界面活性剤
	有機物	31	ジェオスミン
		32	2-メチルイソボルネオール
33		非イオン界面活性剤	
34		フェノール類	
その他	35	有機物(TOCの量)	
	36	pH値	
	37	臭気	
	38	色度	
	39	濁度	
	40	大腸菌	
	41	嫌気性芽胞菌	

別表 3

項目	目標暫定値
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	50ng/L 以下 (暫定) ※

※PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

要監視項目としての指針値 (暫定) が、同じく 50ng/L (PFOS 及び PFOA の合算値) に設定された (以下、水質管理目標設定項目の目標値 (暫定) 及び要監視項目の指針値 (暫定) を併せて「目標値等」という。)